

「食のみやこトリピー」デザイン使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「食のみやこトリピー」のデザインを使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザインの使用)

第2条 別紙に定める「食のみやこトリピー」のデザインに関する著作権は鳥取県（以下、単に「県」と言う。）が有しており、デザインの使用には県の承認が必要である。

2 「食のみやこトリピー」のデザインは、「食のみやこ鳥取県」のPR等に資する事業に限り使用できるものとする。

(使用承認申請等)

第3条 「食のみやこトリピー」のデザインを使用する場合は、あらかじめ「食のみやこトリピーデザイン使用承認申請書」（様式第1号）により県に申請すること。

2 使用承認は、「食のみやこトリピーデザイン使用承認書」（様式第2号）を交付して承認するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、デザインの利活用の趣旨に反するものとして承認しないものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合
- (2) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのある場合
- (3) 不当な利益をあげるために利用されるおそれのある場合
- (4) 鳥取県のマスコットキャラクターとして、そのイメージや品位をおとしめるおそれのある場合
- (5) 適正な使用方法に従って使用しないおそれのある場合
- (6) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- (7) その他承認することが不相当と県が認める場合

3 「食のみやこトリピー」のデザイン使用料は徴収しない。

(使用上の遵守事項)

第4条 「食のみやこトリピー」のデザインを使用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた色、形式などを正しく使用すること。
- (2) 「食のみやこトリピー」のイメージを損なう展開及び使用をしないこと。
- (3) 承認された用途のみに使用し、県が指示する使用条件に従うこと。

(見本品の提出)

第5条 使用承認を受けた者は当該承認に係る見本品等を速やかに県に提出しなければならない。ただし、提出困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(承認内容の変更)

第6条 使用承認を受けた者が、承認内容について変更しようとするときは、あらかじめ「食のみやこトリピーデザイン使用承認内容変更申請書」（様式第3号）を県に提出し、その承認を受けなければならない。

(承認の取消)

第7条 県は、デザインの使用がこの要綱又は承認内容に違反していると認められた場合は、当該承認を取り消すことができる。

2 前号の承認の取消は、「食のみやこトリピーデザイン使用承認取消通知書」（様式第4号）を交付して行うものとする。

3 前2号の規定により承認を取り消された者は、承認取消の通知があった日以降、当該承認に係る物件の使用、配布、掲示又は販売等をしてはならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、「食のみやこトリピーデザイン」の使用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月15日から施行する。

食のみやこトリピーデザイン使用承認申請書

年 月 日

鳥取県商工労働部兼農林水産部
市場開拓局販路拡大・輸出促進課長 様

(申請者) 住 所
氏 名

印

食のみやこトリピーデザインを下記のとおり使用したいので申請します。
なお、使用承認書の条件を遵守するものであり、使用条件等に違反した場合には、承認の取消を受けても異議ありません。また当該案件に係る配布物の回収等の要求についても速やかに応じることを誓約します。

記

使用対象物件	
使用目的	
使用方法	
販売・非売の別	販売 (予定小売価格 円) 非売
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用数量	
連絡先	(担当者氏名) (電話番号)

※添付書類

- ・企画書 (レイアウト、スケッチ、原稿等)
- ・申請者の略歴、現況等を示すもの
- ・その他参考となるもの

様式第2号（第3条関係）

食のみやこトリピーデザイン使用（変更）承認書

年 月 日

様

鳥取県商工労働部兼農林水産部
市場開拓局販路拡大・輸出促進課長
（公印省略）

年 月 日付けで申請のあった食のみやこトリピーデザインの使用（変更）については、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

- （1）使用（変更）承認申請書の申請内容どおりに使用すること。
- （2）「食のみやこトリピー」デザイン使用取扱要綱を遵守すること。

2 承認番号

第	号
---	---

食のみやこトリピーデザイン使用承認内容変更申請書

年 月 日

鳥取県商工労働部兼農林水産部
市場開拓局販路拡大・輸出促進課長 様

(申請者) 住 所
氏 名

印

年 月 日付け承認番号第
とおり変更したいので申請します。

号で承認を受けた内容について、下記の

記

	変更前	変更後
使用対象物件		
使用目的		
使用方法		
販売・非売の別	販売(予定小売価格 円) 非売	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
使用数量		
連絡先		

※添付書類

- ・変更後の企画書 (レイアウト、スケッチ、原稿等)
- ・その他参考となるもの

様式第4号（第7条関係）

食のみやこトリピーデザイン使用承認取消通知書

年 月 日

様

鳥取県商工労働部兼農林水産部
市場開拓局販路拡大・輸出促進課長
(公印省略)

年 月 日付け承認番号第 号で承認した食のみやこトリピーデザインの
使用については、下記の理由により取り消します。
当該承認に係る物件の使用、配布、掲示及び販売等を中止してください。

記

理由

